

『広報ちがさき』で振り返る生活の変化

松隈 雄大¹

はじめに

全国のほとんどの自治体は、行政情報をはじめ、地域に関する様々な情報を住民に提供する自治体広報紙を発行している。自治体広報紙には都道府県が発行するものと市区町村が発行するものがあるが、後者には各市区町村住民の生活上の需要に即した記事が多数掲載される。したがって、市区町村が発行する自治体広報紙の過去の記事から、地域における住民の生活の変化を読み取ることができると考えられる。本稿では、茅ヶ崎の自治体広報紙の歴史を確認したうえで、『広報ちがさき』の記事を資料として戦後の茅ヶ崎市民の生活の変化を振り返りたい。

1 茅ヶ崎の自治体広報紙

(1) 戦前の『茅ヶ崎町報』

1928年、第4代茅ヶ崎町長の新田信(1885～1959)は町制施行20周年を記念して『茅ヶ崎町報』を創刊した。これは翌年『町治の便り』と改称され、茅ヶ崎町の自治体広報紙の役割を果たした²。大正デモクラシーの潮流を反映した新田町政では、集落ごとに全戸参加の自治懇話会を開催し、巡回講話会を開いて町民への自治意識の浸透を図った³。その際に町財政の概要をまとめた「自治説明図」を作成し、1931年の全国自治展覧会には町役場の業務を図にした「税金の行方」を出品し、絵はがきにして町民に配布した⁴。『茅ヶ崎町報』の創刊も、町政に関する情報を開示することで町民の自治意識を向上させることを企図していた⁵。

(2) 戦後の『茅ヶ崎市報』と『広報ちがさき』

『広報ちがさき』は、『茅ヶ崎市報』のタイトルで1951年4月に創刊された。創刊の経緯を直接語る資料は管見の限り確認できないが、GHQによる行政広報の導入がきっかけだったと推測され

る⁶。

戦時体制下、全国各地の町内会や部落会、およびその下部組織であった隣組は、住民生活を細部まで規制しながら、自治体と住民との意思疎通機関としても機能していた。戦後、これらの組織はGHQに解散を命じられ、その後自治体と住民の関係を仲介したのが広報委員会であった。神奈川県では神奈川軍政部の強力な指導の下、1949年2月に弘報文書課が設置され、県下における広報委員会の設立や構成、運営などについて指導と助言を行った。同年初頭から翌年にかけて県下に228の広報委員会が設立され、横浜・川崎・横須賀の3市を除いて自治体単位で組織された。広報委員会は自治体の施政を住民に周知するとともに、住民の集い(タウンミーティング)を開催し、住民の声を行政関係者に届けるなどの活動を行った。県が作成した「市町村広報委員会規約例」には、広報委員会の活動のひとつとして「広報紙、壁新聞等の刊行」が掲げられており、広報手段として広報紙の発行が考えられていたことが分かる。このことから、『茅ヶ崎市報』の創刊も戦後の行政広報の導入を受けて企画されたと考えられる。

『茅ヶ崎市報』は毎月1回発行と銘打たれていたものの、実際は当初の発行は不定期で、3ヶ月に2回ほどの頻度であった。1959年4月付の71号から『広報ちがさき』と改称され、1967年4月付の155号から月1回発行に、1991年4月から月2回発行となった。

2 『広報ちがさき』の記事を読む

(1) 小額通貨の廃止

1953年制定の「小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律」(小額通貨整理法)により、1円未満の紙幣や貨幣(小額通貨)は発行が停止され、同年12月31日限りで通用力を失った。こ

これは当時の物価情勢下で、小額通貨が取引上ほとんど使用されていなかったことに対応した措置であり、小額通貨と円との引き換えが 1954 年 1 月 4 日から 6 月 30 日まで実施された。同年 1 月 20 日付の『茅ヶ崎市報』27 号に掲載された「小額通貨の使用禁止と引換」では、日本銀行本支店と代理店、および郵便局で引き換えを受け付ける旨が告知されている。

（２）計量単位の切り替え

1958 年 5 月 15 日付の『茅ヶ崎市報』57 号に、「メートル法お買物表」と題した、尺貫法およびヤード・ポンド法とメートル法の換算表が掲載された。従来、生鮮食品は匁、調味料はグラム、日本酒は合、洋酒は立方センチ、和服の布地は鯨尺、洋服の布地は毛織物がメートル、綿や化学繊維はヤードなど、度量衡の単位は品目によって異なっていたが、1959 年の土地建物の坪表記を除くメートル法完全実施により、現行の単位に統一されることとなった。日常使用する計量単位の切り替えは市民生活に大きな影響を及ぼすため、同紙でも周知が図られた。

（３）2000 年問題

1999 年 9 月 15 日付の『広報ちがさき』646 号に、「2000 年問題 コンピューター搭載 ご家庭の家電製品は大丈夫ですか？」と題した記事が掲載された。当時、西暦年を下 2 桁で取り扱うコンピュータープログラムが西暦 2000 年を西暦 1900 年と誤認することで発生する「コンピューター西暦 2000 年問題」が、極めて重大な問題と認識されていた。本記事では、市民に自宅の家電製品が 2000 年問題に対応しているか確認するよう促しており、当時の一般家庭にビデオテープレコーダーやテレビ、ビデオカメラなどといったコンピューター搭載の家電製品が浸透していた状況を反映している。

（４）ごみ問題

戦後の高度経済成長によって日本は大量生産・大量消費・大量廃棄社会となり、同時に深刻なごみ問題に直面していた。このような社会状況を反映し、1970 年代以降、ごみ問題に関する記事が頻繁に掲載されるようになった。

1971 年 12 月 10 日付の『広報ちがさき』211 号掲載の「ゴミとガラクタ あと始末を考えよう 質・量の再検討をして」は、当時の茅ヶ崎市が直面していたごみ問題について解説している。本記事によると、当時の茅ヶ崎市では家庭ごみを紙類や生ごみである「ゴミ」と、カンやビンなどの「ガラクタ」の 2 種類に区別し、「ゴミ」は萩園の塵芥処理場で焼却し、焼却灰を芹沢の埋立地に「ガラクタ」とともに埋め立て処分していた。同号掲載の「ガラクタ収集日程表」では、「ガラクタ」の例として「テレビ、冷蔵庫、洗濯機、扇風機、ストーブ、応接セット、家具類、フトン、マットレス、タタミ、自転車等の耐久消費財とビン、カン類など」が挙げられており、現在でいう粗大ごみと不燃物を合わせて「ガラクタ」と呼んでいたことが分かる。当時はごみ問題に関して資源の再利用という考え方は浸透していなかったようで、記事では家庭ごみの質の見直しや減量、ごみ出しルールの遵守を訴えているが、それは主に処理費用の節減、焼却炉にかかる負担の軽減、埋立地の確保といったコスト面を意識したものであった。

家庭ごみ、特に「ガラクタ」の種類と量の増加は、処理費用の増加だけではなく不法投棄の問題も引き起こした。1972 年 3 月 10 日付の 214 号掲載の「主婦へのサービス ガラクタ毎日収集へ」は、市内赤羽根の山林への不法投棄の状況を写真付きで伝えている。本記事ではそれと合わせて、埋め立て処分する「ガラクタ」の量自体を減らすために、可能な物は廃品回収業者などに売却し、どうしても家庭で処理できない物に限って廃棄す

るよう市民に呼びかけている。同年 12 月 10 日付の 223 号に掲載された「考えようゴミ問題 減量化で環境を守ろう」でも廃品回収を奨励しており、実践例として市内小和田の自治会の活動を紹介している。なお本記事タイトルの「環境」は生活環境を指している。上記のように 1970 年代初頭のごみ問題に関する記事は、処理にかかるコストの削減や、市民の生活環境の維持・改善を目的に家庭ごみの減量とごみ出しルールの遵守を呼びかけるものであった。

現在、ごみ問題に関連して当然のように意識される資源の有限性は、1973 年の第 1 次オイルショックを境に言及されるようになった。翌年 1 月 10 日付の 236 号の「石油、電力の節減を 日曜のドライブは控えて」や、同年 2 月 10 日付の 237 号の「消費生活を見直そう 相談窓口は市商工観光課」のように、資源の節約や大量消費生活の見直しを訴える記事が掲載されるなかで、1975 年 11 月 10 日付の 258 号に「ゴミ問題を考える」と題した記事が掲載された。本記事は、処理費用削減や生活環境の維持・改善という従来の議論に加えて、当時の日本人は大量消費社会の風潮の下で資源の浪費をしてきたと指摘し、壊れた物品の修理、不要品の交換や譲渡、電気製品の下取り、空きビンの販売店への返却、資源の再利用のための廃品回収業者の利用など、資源の再利用を心がけた行動を勧めている。さらに翌年 5 月 10 日付の 264 号に掲載された「ごみを考え直そう 有価物がいっぱい 地域へ還元できないか」では、自治会で資源回収を実施して資源物を回収業者に売却し、その収益を自治会費の一部とすることを提案しており、この頃から市民の間にごみの分別意識や資源回収の活動が広まっていったと思われる。

ごみ問題に関する記事を時代を追って読むことで、現在では習慣化しているごみの分別や資源の再利用といった考え方が市民の間に普及する経緯が見えてくる。

(5) 電話の普及

日本電信電話公社は 1952 年の発足以来、加入電話の全国普及とダイヤル自動化に努めたが、需要に供給が追いつかない積滞状態が長く続いた。『広報ちがさき』の電話に関する記事を読むと、戦後、茅ヶ崎市内の家庭に電話が普及していく当時の様子が見えてくる。

1957 年 10 月 1 日付の『茅ヶ崎市報』52 号に「電話をひくまでのあらまし」と題して、住宅用加入電話の申込方法と開通までの流れについての解説が掲載されている。当時は加入申し込みから開通まで相当の期間がかかったようで、例えば 1959 年 9 月 15 日付の 69 号に掲載された「電話線増設工事について」では、1958 年 11 月頃までに申し込まれた分の住宅用加入電話が 1 年近く経ってようやく引けるようになったことが告知されている。当時は積滞対策の一環として公衆電話の設置も進められ、1957 年 11 月 20 日付の 53 号では「市内各所に増設 便利になる電話」と題して、市内 31 ヶ所に公衆電話が増設されたことが伝えられている。設置場所は電話局や郵便局、茅ヶ崎駅前、市役所前、魚市場前、商店、病院の売店であった。

1962 年 8 月に茅ヶ崎農事放送農業協同組合が設立され、茅ヶ崎・鶴嶺・小出の 3 地区の農家に有線放送を引く準備を進めていることが、同年 10 月付の 101 号の「農協で有線放送を」で伝えられている。有線放送とは、農漁協などからの一斉放送による連絡や、組合員宅間での通話ができる設備で、加入電話が普及するまで農山漁村において電話の役割を果たしていた。その後同組合の有線放送電話は、1965 年 3 月 10 日から県内一部地域の加入電話と直接通話できるようになったことが、同年 4 月付の 131 号に掲載された「有線放送は一般電話との通話ができる」で伝えられている。

電話が徐々に普及する一方、利用者の多くは電話の取り扱いにいまだ不慣れであった。1970 年代

には、ダイヤル式電話の使用方法や使用の際の注意事項を周知する記事が何度も掲載されている。

1970 年 4 月付の 191 号の「ダイヤル市外通話のかけ方」では、ダイヤル式電話で市外にかけの際は市外局番、市内局番、加入者番号の順にダイヤルするよう説明した後、注意事項として、電話番号を電話帳などで確認してから休まずにダイヤルすること、その後呼び出し音が鳴るまで 5～15 秒間無音状態が続くことがあるが故障ではないことなどを挙げている。また、1973 年 7 月 10 日付の 230 号の「ベルが鳴ったらすぐでましょう」では、電話の受け手に対して、電話機が遠すぎてベルの音が聞こえなかったり、離れていてすぐに出られない場合は設置場所を再検討すること、かける側にはベルが 10 回程度鳴るまで待つことを勧めている。

電話を利用した各種サービスも同時期に始まった。1969 年 7 月付の 182 号では「7 月 1 日から交通情報が電話で聞けます」と告知され、1971 年 11 月 10 日付の 210 号には「戸籍、住民票の写し電話受付も」と題して、茅ヶ崎市役所が戸籍謄抄本と住民票の写しの電話申し込みを受け付けていることを伝える記事と、「求人案内に電話サービス 職安」と題して、藤沢公共職業安定所が電話による求人情報の案内を始めると伝える記事が掲載されている。

おわりに

本稿では、茅ヶ崎の自治体広報紙の歴史を確認し、『広報ちがさき』の記事を資料として戦後の茅ヶ崎市民の生活の変化の一部を振り返った。自治体広報紙の記事は当該地域の生活の変化を知る手掛かりとなる。ただし、記事は基本的に当該自治体の住民一般を対象に書かれたものであり、より細かい地区の事例や個人の経験に関しては、同時代を生きてきた人々への聞き取り調査によって補う必要がある。

¹ 茅ヶ崎市文化資料館 学芸員

² 茅ヶ崎市編 1987『写真集茅ヶ崎 きのうきょう』茅ヶ崎市 112 頁に、『茅ヶ崎町報』創刊号と『町治の便り』第 2 号の写真が掲載されている。後者には役場事務報告や、寄付者芳名録といった記事が見える。

³ 前掲註 2 112-113 頁に小和田熊野神社で開催された自治懇話会の写真が掲載されている。

⁴ 前掲註 2 113 頁に「税金の行方」の写真が掲載されている。

⁵ 茅ヶ崎市 1981『茅ヶ崎市史 4 通史編』茅ヶ崎市 571 頁に、創刊の理由として、新田の「町民の一致を求めんには先づ吾町一般の政治を町民の前に展開し、其施設を知らしむるを以て第一とすべし」という言葉が引かれている。

⁶ 神奈川県における行政広報の導入の経緯については、神奈川県民部県史編集室編 1982『神奈川県史 通史編 5 近代・現代 2』神奈川県 664-665 頁と、藤沢市史編さん委員会編 1977『藤沢市史 第 6 巻 通史編』藤沢市役所 831-841 頁を参照した。